

判例研究

〔商法 四〇五〕

従業員を被保険者とする会社締結の団体定期 保険等における被保険者の同意の意義

青森地裁弘前支部平成八年四月二六日判決
平成六年（ワ）第三四号死亡退職金等請求事件
判例時報一五七一号一三二頁

商法六七四条

〔事実の概要〕

〔判示事項〕
会社が従業員を被保険者として保険会社との間で保険契約を締結するに際し、従業員による同意がなされた場合には、対外的には、当該会社と保険会社との間に保険契約の効力を発生させることとなるとともに、対内的には、当該会社と従業員との間に、保険契約から生ずる入院給付金等を見舞金として当該従業員に支払い、また死亡した際に支払われる死亡保険金の中から遺族に対し社会通念上相当な金額の死亡退職金等を支払う旨の契約が締結されたこととなる。

〔参照条文〕

被告Y会社は、Aを含む従業員の福利厚生ならびに同社従業員及び役員の退職金や退職慰労金の準備のため、各種の保険に加入していたが、Aに関しても、同人を被保険者、契約者をY会社及び訴外B会社として、次のような保険契約を締結していた。① 受取人を原告X、保険金額を死亡一時金金九〇万円余とする企業年金保険（特定退職金共済）契約（以下、「本件第一契約」という）、② 受取人を被告Y会社、保険金額を死亡保険金金三〇〇万円とする福祉団体定期保険契約（「本件第二契約」）、③ 受取人をY

会社、保険金額を死亡保険金五〇〇万円、その他疾病入院給付金や手術給付金等も該当事由があれば支払われるものとする無配当新定期保険契約（「本件第三契約」）である。

ところで、平成五年四月九日、Aが大腸ガンのため死亡したため、Y会社は、同人の死亡及び入院や手術の施行により、本件各契約に基づく死亡保険金等合計金九四四万円余を受領した。その後、Y会社の代表者訴外Cは、Aの妻である原告X方を訪れ、Xに対し金三〇〇万円を退職金として支払ったが、その余の保険金残金六四四万円余については、支払いをしなかった。

そこで、原告Xが、第一に、各保険契約締結時、Cは、Aとの間で、万一、同人の死亡や入院手術等の保険事故が生じた場合には、同人の相続人らを固有の受取人として、右事故によって生じる保険金額を支払うことを約し、Aは、これを諒として右契約に同意したものであるから、Aの相続人Xは、右各保険契約に基づき、Y会社が右保険事故によって一旦受領した保険金額を同社に対して請求する権利があるとし、また、第二に、各保険契約締結に際してAの同意がなされたことにより、Aが死亡した際に、当該保険契約に基づいて、Y会社が訴外B会社から支給される死亡保険金を下限として同人の遺族に対して死亡退職金及び弔

慰金を支払う旨の契約及び同人が入院し手術を受けた際に当該保険契約に基づいてY会社がB会社から支給される入院給付金及び手術給付金を下限として同人に対して見舞金を支払う旨の契約が成立したものであるから、その合意に基づき、Y会社が受領した保険金額に相当する死亡退職金及び弔慰金、見舞金の支払いを請求する権利があるとして、本訴を提起した。

なお、Aは、本件各保険契約締結後、一貫して自己が保険金の最終的な受取人であると信じており、保険金の支払関係に関心をもち、Y会社に対して権利主張を行ってきたこと、Cにおいても、本件各契約がY会社の従業員の福利厚生を目的とするものであることを認識し、その旨を説明して、Aに対して本件各契約への同意を勧誘していたこと、Y会社の内部においては、退職時相当額の退職金が支払われることとなっており、その引当としては、本件各契約による保険金が使用されることとなっていること等が認定されている。

〔判 旨〕

請求認容（確定）。

「確かに、右契約の内容に徴するときには、保険会社は、契約者である会社を受取人として保険金全額を支払わなく

てはならず、右会社が保険金を受領した後は、その使途について容喙することはできないと解されるが、右認定にかかる約旨等に照らせば、右受領した保険金の使途については、会社と被保険者たる従業員との間の内部関係により決され、右金員のうちの社会通念上相当な金額を従業員ないしはその遺族に支払う必要があると言うべきであつて、全く会社の自由委ねられていると言うことはできない」

「本件第二及び第三契約は、いずれも他人の死亡により保険金の支払いをなすべきことを定めた、いわゆる他人の生命の保険契約（商六七四条）であるから、同条一項本文により、同契約には被保険者の同意が効力発生要件として必要であるが、右規定の立法趣旨は、同保険制度が賭博または投機の対象として濫用されたり、故意に被保険者の生命に危害を加える等の危険を誘発することを防止すること、また、他人の生命を勝手に評価して取引の対象にするとすれば、その他の人の人格権の侵害になる可能性があるので、当該他人の人格を尊重することにあると解されるところ、右条項の制度趣旨は、保険契約自体の規律に止まらず、これに付随する会社内における受領後の保険金の適正な内部分配等の解釈にあたっては指針となり、かかる保険制度が濫用されないように内部関係を認定、解釈すべきことを要

請するものと考えられる。ことに、従業員が会社に損害を与えているような場合に、その補償のために従業員を被保険者として右保険契約を締結し、同従業員の死後、同保険金で会社の損失を補填することを肯定することは、前記賭博保険の誘発の危険や被保険者の人格権侵害の可能性を招致するのであり、右内部関係の認定に当たっては、右の事態を回避することが要請されるものと言わなくてはならない。……、本件各保険契約の制度趣旨、契約締結の経緯事情、当事者の意識、被告会社の退職金支給の状況等諸般の事情を総合考慮する時には、本件各契約に際してAがこれに同意を与えたことは、対外的には、Y会社とB会社との間に契約の効力を発生させるとともに、対内的には、A及びY会社の間で、Aが入院し手術を受けた際には、Y会社は、当該保険契約に基づいてB会社から支給される入院給付金及び手術給付金をAに対して見舞金として支払い、またAが死亡した際には、B社から支給される死亡保険金の中から、Aの遺族に対して、社会通念上相当な金額の死亡退職金及び弔慰金を支払う旨の契約を成立させるものであったと解するのが相当である。

A及びY会社との間の前記合意に当たっては、特に具体的に保険金額の一部のみを退職金等にするとの明示の特約

も見受けられず、前記のとおり、合意の内容については、商法による規制や契約本来の趣旨をできる限り尊重して解釈すべきであることなども考えるならば、結局、本件においては、前記社会通念上妥当な金額とは、Y 会社が受領した前記死亡保険金相当額の全額とするのが相当である。また、前記入院給付金及び手術給付金についても、……Y 会社が受領した金額の全額である金五十四万円が、本件の見舞金として相当である。」

〔研究〕

判旨には疑問がある。

一 近時、企業が従業員の福利厚生ないし退職金に充当することを目的として、自己の従業員を被保険者、企業自身が保険契約者となって、保険会社と生命保険契約を締結することが多くなっている。そして、この福利厚生目的ないしは退職金充当のため締結されたという観点から、企業と従業員（その相続人）との間で、保険金（あるいは保険金相当額）の帰趨をめぐる紛争が多発し、社会問題とさえなってきた。とりわけ問題となっているのは、本件事案におけると同様、団体定期保険についてであり、また企業自身が保険金受取人となっている保険契約が締結されている場合である。近時現れた事例の中には、そもそも他人

の生命の保険契約であることから、商法六四七条一項本文で定められた被保険者の個別同意が存在したのか否かさえが争点とされたもの（個別同意をとっていないケースや、労働組合の代表者が代わって同意するケースなど）、同意と団体定期保険契約性との関わりが問題とされたもの（そもそも団体定期保険は、前述の目的のため制度設定されたのだから、被保険者の同意さえ不要とするものまで登場する。山野嘉朗「団体定期保険契約の効力・効果」判タ九三三号四二頁。また、就業規則や労働協約に「保険条項」があれば個別的同意は不要とする者として、田辺康平『新版現代保険法』二二九頁、西島梅治『保険法（新版）』三二七頁。）、さらには本件のような、企業内での退職金や弔慰金制度への「合意」と保険契約に関する「同意」の関係が問われるものなども目立ってきている。

同意を得ていないとして保険契約それ自体が無効とされた文化シャッター事件（静岡地浜松支判平成九年三月二四日判時一六一号一二七頁。この事件に対する研究としては、石田満「団体定期保険について」『商事法の展望』竹内昭夫先生追悼論文集」六三頁以下があり、判旨に反対されている）、田中技建事件（東京地判平成七年九月四日労働一三八一五〇頁）を除いて、近時の類似のケースに対

する下級審の判断は、従業員の遺族の請求を何らかの根拠を挙げて認容する傾向にある。まさに本件判旨もこうした下級審の傾向に従うものといつてよい。

二　ところで、近時のいくつかのケースを参照しながら、本件事案の特殊性を検証してみよう。名古屋地判平成七年一月二四日（判時一五三四号一三一頁。石田満「判批」判例評論四四四号二〇六頁、竹濱修「判批」私法判例リマークス一九九六（下）一一六頁）は、団体定期保険ではない点、および「生命保険契約付保に関する規定」が存在し、ここに被保険者の署名がなされているという点で本件と異なるが、被保険者が個々の従業員であり、企業が保険契約者兼保険金受取人、そして退職金・弔慰金規程なども存しないという点では類似している。名古屋地判は、保険契約締結にあたり、「生命保険契約付保に関する規定」があり、これを前提として被保険者は保険契約締結に同意したのであるが、この同意をもって死亡保険金全額を死亡退職金または弔慰金として支払う旨の合意があったとまでは認めなかったものの（ここでは、死亡保険金または弔慰金を支払う場合に備えるだけでなくであつたため）、当該保険契約の趣旨・目的ならびに同意の書面の趣旨から、企業と従業員の間で、従業員が死亡した場合、保険金の全部または相当部

分を退職金または弔意金として支払う旨の合意があつたと認めた。ただし、退職金に関する規定がなかったため、退職金を支払う義務はないが、弔慰金を支払う義務はあるとした。東京地判平成七年一月二七日（判タ九一一号一一頁）もまた、ほぼ名古屋地判の事例と同様であるが、このケースでは、「生命保険契約の付保に関する規定」上「保険金の全部又は相当部分は、死亡退職金または弔慰金の支払いに充当するものとする」旨の文言があつた。判決は、記名捺印する際に充分一覽可能であつたから、企業と従業員との間に、暗黙のうちに付保規定の文言に従つた合意が成立したと認められるとした。東京高判平成七年一月二五日（労旬一三八一号四七頁）は、前述の田中技建事件（東京地判平成七年九月四日）の控訴審判決である。団体保険契約である点および退職金規程などがない点において本件に類似し、また前二者のように「生命保険契約の付保に関する規定」もない点においても本件に類似したケースである。判決は、保険契約締結に当たって、会社が退職金・弔慰金の支払いに充てるために締結するものであることなどを説明し、従業員がこれを了承して被保険者となることに同意したことを根拠として、企業と従業員との間に当該保険契約により支払われる保険金の全部または相当部

分を従業員死亡の際の死亡退職金ないし弔慰金として相続人に支払う旨の合意があるものと認めた。

これらの判例を通して考えられることは、具体的な合意文書または企業による従業員への説明を根拠として、保険契約者たる企業と被保険者たる従業員との間に、保険金額の全部または相当部分を死亡退職金または弔慰金として支払う旨の合意が成立していると解するのが、近時の判例の一般的傾向であるということである。この点、本件判旨もまさにこうした近時の下級審判例の延長上にあるものと思われるが、本件において裁判所は、「合意」の根拠をより明確により積極的に示そうと試みたところに重大な意義を見出すことができる。すなわち、他人の生命の保険契約における「同意」をもって、「対外的」には、企業と保険会社との間の保険契約の効力を発生させるものであり、「対内的」には、企業と従業員との間での死亡退職金および弔慰金などを支払う旨の契約を成立させる意味を有するものであるとするのである（山野・前掲判批四三頁は、この点を積極的に評価する。吉川吉衛「判批」平成八年重要判例解説（ジュリ）一一二頁は、本件判旨のような考え方が、団体定期保険において一般化するか否かは、今後の判例の集積をまたねばならないとされる）。

三 問題は、同意の意義といったところにありそうである。学説は大きく分かれ、準法律行為たる意思の通知であるとするのが近時の多数説であるが（大森忠夫『保険法（補訂版）』二七一頁、西島・前掲書三一九頁、石田満『商法Ⅳ（保険法）』二八二頁、三宅一夫「他人の死亡の保険契約」大森忠夫Ⅱ三宅一夫『生命保険法の諸問題』三一二頁）、その他にも、同意は保険契約と結合すべき合意的意思表示であるとする見解（野津務『新保険契約論』六三九頁）や、法律行為（単独行為）であるとする見解（松本丞治「他人ノ生命ノ死亡保険ニ於ケル被保険者ノ同意ニ付イテ」私法論文集第一巻二一〇頁、倉澤康一郎『保険法通論』一三〇頁）がある。

この点、現在のところ、同意とは、意思表示を要素とする法律行為たる単独行為であると考えている。つまり、同意は保険契約に効力を付与しようという行為意思を要件とするものであるため法律行為であると理解するのである（松本・前掲論文二二〇頁）。換言すれば、人は被保険者を保険金受取人にする場合を除くほか、原則として他人の死亡の保険契約を締結する権利ないし権限を有しておらず、例外的に被保険者の同意が与えられる場合にのみこれを有効になしうるものとされているから、その意味で、同意は、

その法律効果として、契約者に対し、他人の死亡の保険契約を有効に締結する権利ないしは権限を付与するものなのである。このような同意は、相手方にこうした行為をなす権限を与える意思を含むものであるから意思表示であり、同意者の死亡の保険契約を有効に締結し得るという地位ないしは権限の取得は、同意者の意思の法律行為的な効果と考えるのである（三宅・前掲論文三一三頁は、違法性阻却のための同意とされ、この同意は究極においては、相手方にかかる行為をなす権限を与える意思を有するがゆえに意思表示であると考えられるとしつつも、結論的には同意は意思表示ではないとされる）。問題は、同意は締結されるべき契約内容といかなる程度において一致することを要するかである。いいかえれば、同意が有効となるためにはいかなる内容を具備することを要するかである。さきに述べた同意の性質からすれば、同意の前提としては、保険契約者たるべき者に対し自己の死亡を保険事故とすることを許容するかどうか、許容しても賭博化または生命の危険がないかどうかを判断することができるという程度において契約内容を知っている必要があるものというべきである。その意味では、同意を与える保険契約者、保険金受取人、保険金額、保険期間が絶対的な要素であり、このことについ

ての指定がなされない同意は無効と解さざるを得ない（三宅・前掲論文三一六頁は、同意の内容として不可欠の要素は保険契約者と保険金受取人であるとされる）。

このように同意は、意思表示を要素とする一個の独立した法律行為である。同意を意思表示と考えた場合、本件判旨は、退職金などの支払いを目的とした契約については「同意」が同時に承諾たるの意思表示の意味をも有するものであるということとなる。同意という一個の行為が、一方で法律効果をもたらす法律行為の性質を有し、他方で意思表示の意義を有するということがありうるのか。またあるいは、一方で効力要件たるの意味を有し、他方で成立要件たるの意味を有することができるのか。ただ、判旨が、同意についていかなる見解を採用するのかは不明である。あるいは多数説に従い、準法律行為たる意思の通知と承諾の意思表示とを併せ持つものと構成するのかもしれない。とはいえ、人の一個の行為が、一方で意思の表明の意味を有し、他方で意思表示の意味を有するなどということもまたきわめて考えにくいことといえよう。もちろん、人の意思行為といったものが、内容の異なる二つの意味から成っているということもないわけではない。しかし、それは、まさに二つの意思表示がなされることと分析されなくては

ならないものであろう。本件判旨は、「対外的」と「対内的」と実に巧みな用語を用いてその構造を分析しているが、しかし、一個のそして他人の生命の保険契約に対する同意が、同時に対内的には退職金支給などに関する契約の承諾の意思表示に該当するというのであれば、そこには問題があると言わざるを得ない。少なくとも、他人の生命の保険契約に対する同意と、退職金支給に関する契約に対する承諾の意思表示という別個独立の意思活動からなると考察しなくてはならないであろう。そして、ここでは、内心の効果意思も表示行為も異なるのが当然である。その意味では、あるいは前掲の「生命保険契約の付保に関する規定」があり、そこに被保険者が署名している場合と、こうしたものがなにもない本件のような場合とは異なるのかもしれない。退職金支給などに関する契約の承諾の意思表示の部分については、何がその要素とされるべきかについての詳細な検討が必要であったものと考えられる。

四 労働法学者からの本件判例批評には、「本判決の趣旨からすれば―筆者補足）他人の生命の保険契約における被保険者の同意は、保険契約を有効に成立させるだけでなく、契約者と被保険者との関係においても具体的な内容の契約を成立させるということになる。しかしながら、保険契約

に関する被保険者の同意により、保険契約と別個の契約が成立したというよりは、むしろ、対内的に（つまり労使間で）死亡退職金や弔慰金に関する合意が形成された上で、保険契約に同意して、それにより保険契約が成立したと見る方が自然ではないであろうか。というのも、企業と従業員との間において、死亡退職金や弔慰金に関する契約の方が主たる契約であり、生命保険契約の方はその内容を担保するための副次的な契約にすぎないと考えられるからである。副次的な契約の効力を発生させる『同意』により、主たる契約を成立させる、ということとは、疑問を感じる」とするものがある（水島郁子「労働者を被保険者とする生命保険契約の効力」民商一一六巻六号一六七頁）。結論的に、保険契約に関する同意がそのまま対内的に退職金等の支給のための契約の合意へと結びつかないとする点には異論はないが、全体の構成すなわち両契約の主従の関係についての理解には問題がある。確かに、団体定期保険契約あるいはそうではないが従業員の福利厚生・退職金への充当を目的として生命保険契約が利用されることはありうる。しかし、そのことのゆえに保険契約の内容が規制されてくると考えたり、生命保険契約をもって副次的な契約であるとするとすればそこには疑問を差し挟まざるを得ない。つまり、

例えば団体定期保険につき、たとえその制度趣旨を強調し
たとしても、契約内容そのものを当事者の意思とは関わ
りなく決定できるなどというのではないのである。契約の
目的は、当事者の意思表示によって決定されるのであって、
個々の契約当事者の意思如何に関係なく、これが決定され
ることはありえないからである。また、副次的か否かに関
しても、生命保険契約を遺族の補償のために用いる、ある
いは退職金のために用いるなどというのは、あくまでも契
約者の動機の問題にすぎないと言えよう。労働法的なある
いは社会保障的な考慮と関連付けてこうした問題の解決を
行おうとするならば、かえって保険法の解釈を歪めてしま
うことにもなりかねない（古笛恵子「判批」判タ九七二号
六九頁、鈴木達次「判批」法研七三巻三号一〇四頁）。

五 最後に、そもそも本件第二契約および第三契約につき、
無効の瑕疵がなかったのかも検討されなくてはならない。
本件判旨は、遺族保護の大義名分の下、保険契約を有効と
しつつ、さらに退職金等支給に関する契約も有効に成立し
たものとする。退職金支給に関する契約の成立（成否）に
ついては、その理論構成において大なる疑問があることは
ここまで述べてきたとおりである。ここでは、さらにそも
そも保険契約の成否自体に問題はなかったのかという点で

ある。というのも、同意をもって一個の法律行為であると
解する以上、その要素たる意思表示に瑕疵はなかったかが
疑問として残っているからである。つまり、本件において、
被保険者は、少なくとも同意の時点では「自分が死亡したら
保険金が入ってくるものと信じて」いたと認定されており、
そうであるとすれば、保険金受取人に関して少なくとも錯
誤があったといわざるを得ないし、また虚偽の事実を告げ
て同意が取り付けられたとしたら、そこにも瑕疵があると
いわざるを得ない。本件判旨は、遺族保護のためには保険
金相当額の支払いがなされるべきことが最良の解決策であ
るという結論が先にあり、これに基づいた論理構成を行っ
ている。しかし、保険契約者は自らの危険対処として、保
険料を出捐して保険契約を締結するものであるのに対し、
被保険者ないしその相続人は、自らの意思でそしてその出
捐において保険契約を締結したのではない。したがって、
同意に瑕疵があつて無効となつた結果、現実には被保険者の
相続人が保険金相当額の支払いを受けられなくなつたとし
ても、それは付保していない場合と同様の結果を招くだけ
であるともいえるのである（鈴木・前掲判批一〇四頁）。

他人の生命の保険契約においては、被保険者の同意がある
場合に限って、保険契約が有効になるものとしている。も

し、同意が無効で存在し得ないというのであれば、他人の生命の保険契約は無効とならざるを得ないのであるまいか。

宮島 司